

## 1、はじめに

皆さんこんにちは。吹田新選会、足立将一、通告に従いまして会派を代表して質問させていただきます。

今議会から吹田市議会の議場に国旗、市旗が掲げられることとなりました。条例設置から1年、議会運営委員会での真摯な議論に感謝申し上げるとともに、国旗及び市旗が議場に掲げられたことを大変喜ばしく思います。

我が国旗の中央に点ぜる赤き丸形は、もはや帝国を封ぜし赤き封ろうのごとくに見ゆることなく、将来において事実上、その本来の意匠たる上る朝日のとうとき記章として、世界における文明諸国の間に伍して、前方にかつ上方に動かんとする。

これは維新直後の明治4年、岩倉使節団の一員としてサンフランシスコを訪れた当時31歳の伊藤博文が300名もの貴賓を前に英語で行った演説の一部で、不平等条約に苦しむ日本が、今後、文明諸国と対等につき合うため、国家の体制を整えるというビジョンを示した際の締め言葉です。

帝国主義がばっこする当時の世界情勢において、清を初め他のアジア諸国が西欧諸国に次々と侵略される中、数多くのとうとい犠牲を出しながらも維新を達成し、国家の独立を維持するため、近代化を押し進め、西欧列強と肩を並べようとする先人の気概を感じ、あまたの先人たちの仰いだ国旗を見るたびにさまざまな思いがよぎり、胸が震える思いがいたします。

我が国は、日本最古の国家的編さんの歴史書である古事記によれば、紀元前660年、神武天皇御即位より先月の2月11日で建国2673年を迎えました。

さきの大戦での敗戦による7年にもわたるアメリカの占領期間を除き、国家の独立を保つことができたのは、有名無名の無数の先人の血のにじむような努力によるものであり、我々はその先人たちの努力によって積み上げられた歴史の最先端に立っているわけです。

我々の使命は、先人たちから受け継いだこの日本をさらに発展させ、次の世代に引き渡していくこと、このことにほかなりません。

国家においてそうであるように、この吹田市においても同様であると考えます。この吹田市の伝統、文化、景観を守り、魅力をより引き出し、発展させることによって、住民の福祉の向上を図るとともに、吹田市民がこの吹田市を誇りに思う気風づくりや愛するまちづくりを支えることこそが、私どもの仕事です。

この国旗及び市旗が掲げられたことによって、改めて私どもが日本、そして吹田市を背負って仕事をさせていただけることに感謝するとともに、そのことに対する矜持を持って質問させていただきます。

## 2、市長後援会役員の企業との単独随意契約について

政策に関する質問に先立ちまして、まず今回、全国のニュースに取り上げられ、吹田市の誇りを傷つけたグリーンニューディール基金関連事業に関する契約について質問いたします。

100条委員会委員長の中間報告にもありましたとおり現在調査中であり、具体的な中身については控えたいとは思っておりますが、今回は問題が発生した後の処理、ガバナンス推進委員会調査委員の調査及び報告、それに対する市長の考えをお聞かせいただきます。

まず、今回、市長の報酬1カ月10%削減の条例案が提案されました。現在も100条委員会での調査が続く中で、なぜこのタイミングで条例案を出されたのでしょうか。今回、この条例案を出された意図及び100条委員会に対する認識をまずお聞かせください。地方自治法で定められた100条委員会の調査結果を待たずして処分をお決めになった、急いで処分をお決めになった理由をお聞かせください。

### (井上哲也市長)

グリーンニューディール基金関連事業につきましては、ガバナンス推進委員会及び監査委員の報告を受け、執行機関として一定の結論を得たと考え、関係職員の処分を行いました。13人もの職員を処分したことを重く受けとめ、管理監督責任を問われる立場にあることを踏まえ、私にも一定の処分を科すべきであることから、給与を1カ月間10%減額する条例を提案したものでございます。

1月に出された調査、検証の結果を踏まえ、市民の皆様に対し、反省、再発防止の姿勢を早期にお示しすべきであると判断をさせていただきました。

### (百条委員会の結果に先立ち処分を決めた理由)

ガバナンス推進委員会と監査の結果を得て、今回、処分をお決めになり、またみずからの処分もなされたということですが、先ほども申し上げましたとおり、いまだ100条委員会、地方自治法で定められた行政の手續に関する調査をする100条委員会の調査は、まだ現在も進行中でございます。それに先立ってなぜこの議会軽視とも思えるような判断を下されたのか、そのあたりをもう一度お聞かせください。

### (井上哲也市長)

ガバナンス推進委員会、監査委員で私についてのまず関与はなかった、違法性はなかったというのは、もう御理解いただいていると思うんですが、事務の不手際についてやっぱり処分すべきだという御意見もいただいております。そのことを受けまして、先日、分限、懲戒等の審査会を開きまして、13人の処分、職員の処分は出させていただきました。

そのことを受けて、やはり私は管理監督責任が問われるという立場にございますので、私としての処分をみずから1カ月10%の減額をさせていただいた。

ただ、議会についての手続は今後、していただいておりますので、そのことはまた結論が出次第、例えば新たに事実が発見されましたら、また改めてそのことについての議論をさせていただきたいと思っております。

#### (百条委員会の結果を踏まえて再検討するか否か)

ありがとうございます。

少し触れていただきましたが、再発防止を含めた今後の方針において、現在、100条調査においてガバナンス推進委員会が認識されてる事実と異なる点が出てまいりました。新たな事実が発覚した場合は、当然職員の処罰も含め再検討されるべきかと考えますが、先ほどもおっしゃいましたが、改めて市長の見解、この点に絞ってお答えください。

(井上哲也市長)

先ほども御答弁申し上げました。ガバナンス推進委員会、また監査委員の調査報告とさらに違った点が議会のほうの特別委員会で御指摘をされましたら、また新たな処分を考えさせていただきたいと思っております。

#### (ガバナンス委員会の報告書の問題点について)

そうしますと、次に市長が重視しておられるガバナンス推進委員会の調査報告書について伺います。

調査報告書を見ている限り、グリーンニューディール基金に係る一連の契約について問題なしと結論づけるために、吹田市の契約に関する規定は実質的意味をなさない、改めて申し上げます、吹田市の契約に関する規定は実質的意味をなさないという、ガバナンス推進委員会に所属する部長級職員の悲惨な認識を露呈する結果となっております。

例えば報告書の各問題点に対する評価の項目で、問題点1、多額の入札差金が出ることとなった原因としての見積もりを1社からしかとらなかったことの問題点については、これまで吹田市は複数見積もりを必須とする取り扱いをしていなかったことからすれば、1社からしか見積もりをとっていなかったことは不当であるとまでは言えないとありますが、これでは予算編成通知に書かれたやむを得ず業者見積もりを徴取する場合は複数業者から参考見積もりとして徴取することなど、入札等に影響の与えることのない細心の注意を払うことという規定が何の意味もなさないこととなります。

問題点3、単独随意契約締結の手続については、単独随意契約とした根拠について、本事業実施の緊急の必要性について、吹田市工事請負契約等に係る発注要領に掲げられている発注基準に直ちに該当するものとは言えないが、と前置きした上で、随意契約を除外する趣旨が明らかではないとして直ちに不当とまでは言えないと評価している点は、発注基準の例示は何の意味もなさず、解釈によっていかようにも単独随意契約を締結できるとしていることとなります。

単独随意契約について禁止規定がないため不当ではないと評価していることについては、市長が随意契約について見直すようにとの指示を一切無視し、禁止規定がないから構わないという内容となっており、市長の意図とは反しています。

問題点4の予算計上の際の費目については、太陽光発電設備の設置を需用費の修繕料で予算執行したことは、屋根の形状変更がないこと、修繕料で実施した事業の執行差金で行う事業であったことなどから不当とは言えないとしていることは、需用費の修繕料は備品、物品等の一部を修理、補修するために要する経費と定める吹田市事務の手引の規定をこじつけで変更できるとしてしまっている点。

問題点6の内訳書不提出については、内訳書がなく、契約段階において金額の妥当性が検証されていなかったこと自体が問題視されることなく、金額の妥当性を独自で評価し、結果が問題なければ手続の瑕疵は問題としないとしていることなど、この調査結果は客観的に見て首をかしげたくなる点が山ほどありますが、市で定めた規定や要領が無視されているようなこの調査結果に市長は満足されたのでしょうか。今私が挙げたような点には疑問は持たれなかったのでしょうか、お答えください。

**(井上哲也市長)**

いろいろ御指摘をいただいたんですが、ガバナンス推進委員会の調査報告書につきましては、4名の弁護士の方に助言をいただきながら徹底した事実究明に努めた結果であります。私としましては、監査委員からの結果報告とあわせて十分に納得できるものであると考えております。

ただ、報告書における契約に係る諸規定の運用に関する指摘を踏まえまして、長年の慣例で行われてきた契約事務の見直しを現在進めさせていただいてるところでございます。

#### (単独随意契約についての認識について)

今回の単独随意契約に関してなんですけども、午前中の議員の質問に対する答弁にもございましたが、今回の単独随意契約、これの判断について、市長のお考えをもう一度お願いできますでしょうか。

#### (井上哲也市長)

まずは、認められてる手法で単独随意契約したということで、正当であるという御答弁をさせていただきました。

ただ、ニューディール基金が計画的に使われておれば、単独随意契約に至らなかったんじゃないかという、そういったことの不手際はあったということは認めさせていただいております。

#### (なぜ単独随意契約が認められたのかについて)

単独随意契約が法的に認められてるという点の認識について改めて伺いたいんですけども、先ほど、午前中の議員に対する答弁については、緊急性の判断について御答弁があったと思うんですけども、その点の詳細について、もう一度御答弁をお願いいたします。なぜ単独随意契約が今回認められたのかという点について、市長の認識、伺いたいと思います。

#### (井上哲也市長)

ですから、先ほども申し上げましたようにニューディール基金が計画的に使われておれば、そういったことには至らなかったということは一つとしてありますけども、時間が足りなかったということで単独随契をさせていただいたと、そのことについては法的に認められているという御答弁です。

### (単独随意契約が違法でない根拠について)

市長が先ほどおっしゃられた単独随意契約が認められる要件として、計画的に基金が活用されず時間が足りなかったからよかったということを今おっしゃいました。

しかし、市長が先ほどから重視されております市長からの要求の監査結果の報告書、これを見ますと、10 ページです。お配りしておりませんので、後日見ていただければと思うんですけども、10 ページの中段です。緊急の必要に該当するかですが、行政上も経済上も甚だしく不利益をこうむるに至るような場合に該当するか否かは、市長が客観的事実に基づき個別具体的に判断すべきことであるからということ監査で述べられております。

市長は、先ほど午前中の答弁で、今回の件については、2,000 万円のことについては一切知らなかったというふうにおっしゃっています。しかし、監査の内容では、市長が客観的事実に基づき個別具体的に判断するからこそ違法ではないというふうな結論が出ているんです。

この点について、市長、どのようにお考えでしょうか。

### (井上哲也市長)

ですから、監査の結果は監査の結果ですけども、私の認識は先ほど申し上げましたとおり、時間がなかったので単独随意契約をしたという認識です。

### (牧内章総務部長)

御質問いただいておりますその緊急性の判断ということでございますけども、それにつきましては、先ほど質問議員さんからもございましたように、一般的には物理的な緊急性ということが言われておるようでございますけども、これは、本市のほうから大阪府を通じて総務省のほうに問い合わせた回答におきましても、行政上あるいは経済上のことを勘案して判断するというのも、それは最終的に長のほうで、おっしゃいましたように客観的事実に基づいて個別具体的に判断すべきという、一定市長の裁量ということで回答を得てございます。

それと、先ほど市長が判断されていないんやないかという御質問でございましたけど、その点につきましては事務方のほうでもそういう形の判断をさせていただいて、午前中の答弁でもございましたが、市長が最終責任を負うという形で、これは御決裁をされておりますので、その点も問題がないものと、そのように考えてございます。

以上でございます。



### (市長が職責をはたしていないことについて)

市長や事務局方の認識なんてね、そういうことを今問題視してるんじゃないんですよ。今、不適正な手続が行われて、それをどうしていくかという状況において、監査が、市長が客観的に判断すべきだという結論を下してるんです。その中で、今回、市長が全く認識もしてないまま、市長が判断すべき事由を市長が全く判断しないまま判こを押して決裁が通ってしまってるんですよ。その点について、市長の職責が問われるべきことやと思いますけども、その点に関して市長、どのように思われますか。

### (井上哲也市長)

監査委員の御指摘は、ちょっとページ数がわからないんですが、それを受けて違法性があるとは言いがたいという御指摘ということじゃないんですか。私のほうはそういうふうにとっています、私が判断したとかしないとかというのは、私が責任を持って判断したと、決裁を押してますので。ただ、そのことは知らなかったというのは、ずっと御答弁申し上げてるとおりでございます。

### (市長の認識のずれについて)

申し上げますとおり違法性がなかった根拠は、市長の客観的な事実に基づく判断、その1点なんです。緊急性かどうかというのは、個別具体的な事由によって判断すべきこと、絞られてるものではないけども、その責任を持つべき判断者は、決裁者は市長であるというふうに法的に決まってるんですよ。

その法的に決裁すべき、判断すべき市長が、全く状況を理解していないまま判こを押している。その点について、市長の職責をどのように考えておられるのか、その点について伺ってるんです。

### (井上哲也市長)

まずは、私の責任から逃げるということではなくて、判こを押させていただいたことについては、ずっと申し上げていますが、副市長初め部長、そして職員が判こを押している、そのことを信じて私は押させていただいたということでございますので、私自身の責任から逃げるということではなくて、私が市としての判断をさせていただいたと御理解ください。



(答弁を受けて)

今回の質疑で市長の職責に対する認識というのがよくわかりました。今後の私どもの議会としての判断にも活用させていただきたいと思います。

### 3、公共施設の最適化と土地の利活用について

次に、市長の施政方針演説と実際の施策についての整合性について伺っていきます。

まず、公共施設最適化についてです。

本市では、いよいよ今年度、施設白書が完成いたします。財政健全化及び将来世代に過度な負担を送らないと主張される市長が最も懸念しておられるであろう事項が、公共施設の維持管理費及び建てかえに伴う建設費でしょう。吹田市は 400 を超える公共施設を有し、築年数が 30 年を超える建物が延べ床面積比で 58.2%にも上ります。

吹田市においては、万博に合わせ市内開発が一挙に進んだことから、特に北部地域では公共施設の寿命が一斉にやってきます。こうした危機がもう間もなく確実にやって来るという状況の中で、財政的に対応できないという悲惨な事態や過度に将来世代に負担を先送りしないためにも、井上市長にはリーダーシップを持ってこの問題に対処していただきたいということは、私が議員になってすぐの 23 年7月の質問でも申し上げました。

この先、施設の修繕、改築、建てかえを含めた整備にどれだけの費用がかかるのかを把握する必要性のために、今回、施設白書の作成が行われましたが、まず今後、整備に何億円ほどかかるという試算が出たのでしょうか、お答えください。

#### (門脇則子行政経営部長)

施設の修繕、改築、建てかえを含む整備費用の将来試算につきましては、現在作成中の吹田市施設白書に掲載する予定でございます。

試算の前提条件として、現状の施設を全て整備することとした上で、修繕更新につきましては、屋根、外壁、主要設備など一定周期ごとに計画的な保全が必要なもののみを対象に行うことを想定しております。建てかえにつきましては、建設から 50 年後に解体撤去し、建てかえることを想定しております。

以上の前提条件に基づき試算いたしました今後 30 年間の修繕更新及び建てかえに要する費用は、累積で約 1,812 億円と見込んでおります。

#### (市有土地の売却の方針について)

今後 30 年間にわたり1年間およそ 60 億円もの支出が必要というのは、重大な事実です。ぜひ皆様、頭に置いていただきますようによろしく願いいたします。

来年度から施設の総量縮減を踏まえた施設保全整備計画作成及びそれに合わせた用地利活用が行われることとなりますが、そのような具体策策定途中にもかかわら

ず、平成 23 年度には垂水用地、平成 24 年度には旧市民会館用地と規模の大きな土地の売却が進んでおります。

そこで市長に伺いますが、これらの土地売却の市としての方針はどのようなものだったのでしょうか。

#### (門脇則子行政経営部長)

土地の売却についてでございますが、垂水用地や旧市民会館跡地につきましては普通財産であり、将来の行政目的としての利用計画を見込めない物件につきましては、これまでも売却や貸し付けにより利活用を図ってるところでございます。

現在、普通財産の未利用地の売却につきましては、活用見込みがないことなど関係各部等の条件整備が整った物件から一般競争入札による売却処分を実施し、行政の維新プロジェクト改革の工程に沿って財源の確保に取り組んでいるところでございます。

今後は、吹田市公有地利活用の考え方を本年度3月中にまとめた上で、未利用地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### (井上哲也市長)

土地の売却方針についてでございますが、担当部長からも御答弁ございましたが、本市の未利用地につきましては、全て有効活用地と位置づけ、公共用地として使用する以外に売却や貸し付けによる利活用を積極的に進めるなど、歳入確保に取り組んでいるところでございます。

#### (土地売却決定の判断責任者について)

吹田新選会といたしましては、平成 24 年の5月の後藤議員の質問にもありますとおり、市の資産である土地については、小規模で運用が不可能であると認めた場合にのみ売却という手段をとるべきであり、財政収支目標達成のためやビジョンなき売却には、将来世代のためにも反対であり、将来的にリセットができる事業用定期借地での使用貸借も含めた借地方式が適当ではないかと提案させていただきました。

市民の大切な資産である土地です。活用の見込みがない土地は売却の方針とこのことですが、活用見込みの判断については誰がどのような責任を持って判断されるのでしょうか、市長、お答えください。

**(門脇則子行政経営部長)**

先ほど御答弁申し上げた中にもございましたように、現在、3月中の策定を目指しまして吹田市公有地利活用の考え方というのをつくろうとしております。それに基づきまして、まずは利活用といいますのは、売却ありきではございません。先ほども申し上げましたように、公共的な目的で使えるのかどうかというようなことを精査いたしました上で、活用の見込みがないものにつきましては、借地も含めまして売却等の活用方法を考えていきたいと思っております。それにつきましては、個々の物件といいますか、それにつきましては、いろんな条件がございますので、そういう課題等を整理した上でできるところからということになりますが、庁内で意思決定を、政策決定を行った上で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**(井上哲也市長)**

部長からも答弁させていただきました。土地の利活用については、全て売却ということじゃなくて、貸し付けもあるかどうかも検討させていただいた中で、どの方法がいかにについて今後議論させていただきませんが、吹田市の資産経営室を中心としまして、各それぞれの施設、それぞれの公共用地について、今の現状、そしてこれからどうしていくか、利活用。公共用地としてまず使えるかどうか、先に来ますけども、それで使えるかどうか。そして、貸し付け、売却、そういったことの御議論をこれからさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**(答弁を受けて)**

先ほど部長に答弁いただいたとおり、3月に基本的な骨子ができ上がるということをおっしゃってるんですけども、その前に、23年度と24年度になぜ先行して売却したのかということが甚だ疑問なのですけども、これは指摘にとどめておきます。

#### 4、市営住宅新築の必要性について

次に、施設整備についても伺います。

今年度改めて佐竹台集合住宅建設の債務負担行為が 48 億円提案されています。市長が公共施設の総量縮減と明確に発言されている中での市営住宅の新築については、疑問が生じるところでございます。

国からの交付金が 45%おりのことですが、それでも我が市にとっては 25 億円ほどの支出になります。

財政非常事態宣言をし、かつ財政支出の今後のネックともなる新たな施設整備は、よほどの必要性がない限り市長の政策の方向性と逆行するものであります。特にこれから毎年、既存の施設整備だけで 60 億円かかる中での市営住宅の新築です。今回の整備の必要性及び意図をお聞かせください。

(森正一都市整備部長)

(仮称)新佐竹台住宅集約建替事業の佐竹台用地につきましては、平成 22 年(2010 年)5月議会におきまして土地の取得の議決をいただき、大阪府住宅供給公社より 25 億円で取得したものでございます。取得に際しましては、市営住宅を整備することを前提に社会資本整備総合交付金を活用することができ、取得費のうち 11 億 2,500 万円を交付金で賄うことができました。

平成 24 年(2012 年)3月議会におきまして、平成 27 年(2015 年)度を事業完了とした民間活力を活用したPFI事業として債務負担の議決をいただき、事業に着手いたしました。

昭和 30 年代、40 年代と建設年度も古く、狭隘で耐震上も問題があることから建てかえ対象といたしました5住宅の入居者の皆様に事業への理解をいただいたことから、事業を進めることが可能となったものでございます。事業に御理解をいただき、御協力をいただいております入居者の皆様とのお約束を守るためにも、平成 28 年(2016 年)度の早い時期の事業完了を目指してまいりたいと考えております。

なお、事業に際しましては、社会資本整備総合交付金等を活用するとともに、PFI事業に含んで売却し、建てかえ対象団地の売却費を基金に積み立て、起債の償還等に充てることで、市の財政負担を可能な限り低く抑えようとしてるものでございます。

以上でございます。

(新築予定の市営住宅に係る費用について)

住宅政策室の出した資料によりますと、現在、吹田市における民間住宅の空きは2万戸ほどあるとのこと。また、平成23年12月に民間住宅借上げの手法による市営住宅供給を市長が明言されておられる中で、借上げや家賃補助の手法をとることなく、市にとって負担の大きい施設の建設をとめなかったのはなぜでしょうか。

まず、都市整備部長に伺います。この新佐竹台住宅は、寿命を何年と設定し、建設費用を除き、取り壊しまでにかかる維持管理費用はどれくらいかかると想定されているのでしょうか。

(森正一都市整備部長)

(仮称)新佐竹台住宅集約建替事業の収支計算につきましては、国土交通省の公営住宅の建てかえに伴う収支計算表作成マニュアルに基づき収支予想を参考しております。毎年の収支の累計を物価上昇率などから算定したものであります。

新佐竹台住宅の耐用年数を70年といたしまして、建設後15年から収支が赤字に転じ、47年から黒字に転じ、以後黒字で維持するものであると理解しております。

以上でございます。

(ライフサイクルコストがいくらかかるかについて)

質問の趣旨とはちょっとお答えが違ったんで困っておるんですけども、維持管理費用、市から単独で支出する維持管理費用ですね。建設費用を除いて、建った後から取り壊しまで、その期間、大体どのぐらいの額がかかるのかという質問でございます。

(森正一都市整備部長)

今のところ、現在、私たちのほうでは一応50年程度を目安に考えております。

以上でございます。

(ライフサイクルコストがいくらかかるかについて)

済みません、その50年が何の数字かもちょっとわかんないんですけども、伺っているのは、建築から取り壊しまでの総額の費用です。その部分から建築費用を抜いて維持管理費で、取り壊しを含めた維持管理費は総額幾らかかるのかという試算を伺いたいと思って質問してます。

(森正一都市整備部長)

今の御質問の中で、計算につきましてはまだ正確なものは出しておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

#### (市営住宅の新築を止めなかった理由について)

先ほど触れました施設白書というのは、結局建築から取り壊しまで何円かかるのかというのを全て精査した上で、白書を恐らくつくられてると思うんです。私、まだ現物は見せていただいてないのであれですけども、建築の際に取り壊しまでどれぐらいかかるかというのを計算しておかないと、将来世代にどれぐらい負担がいくかというのがわからないじゃないですか。

市長ね、今のこういう状況です。こういう認識の中で、わざわざ施設白書もつくって総量縮減もしていこうという中で、この建設に待ったをかけなかった、政策判断として今のタイミングではないと、そういう判断をしなかった理由というのはどこにあるんでしょうか。

#### (井上哲也市長)

まずは、先ほど部長のほうの御答弁ですが、平成 22 年 5 月議会、土地の取得をしたと、その時点で、もう、まずそこは進めるということの話があるんですね。そして、これは豊津、日の出、岸部の市営住宅の集約をしまして、お住まいの方にそちらに移っていただいて、今ある古い施設をどうするかという、これはそういうことの中の話の中で進めてられています。

今回の 25 年の当初の債務負担行為は、これは 24 年の 3 月議会において債務負担行為の御議決をいただいているんですけども、これが契約できなかったということで、今議会の 24 年度の補正で債務負担行為をおろさせていただいて、25 年度の当初で債務負担行為を今回は上げさせていただいているということでございまして、政策判断は現時点じゃなくて、平成 22 年、前の話で今進めさせていただいております。

ただ、この間、いろいろ努力した中で契約に至っていないということの中で、今回、債務負担行為を上程させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

#### (市長の市営住宅施策の方針について)

私が今回伺いたいのは、市長の施設に対する認識を伺いたいんです。当然この事業に関しましては、私どもが選任される前の議会において、ですから市長もまだ市長に就任される前の議会において土地の購入が議決され、その後集約事業が始まった



というふうには、もちろん認識しておるんです。

その際に、前の市長が立てた政策なので、それを仕方なく引き続きやってしまうのか、ほんとは建てたくないけど、総量としては公共施設をこれ以上ふやしたくないけども、住民さんもおられることですし、決めたことですからやらなきゃいけないという認識なのか。

市長も積極的にこの先も市営住宅の建設について、今回、日の出と豊津T2にも今後再整備を行っていくという話は伺っておりますけども、その際にまた今回とは違う新たな市営住宅をまた建築するのか。それとも先ほども申しましたが、市長が先般おっしゃっておったように民間の借り上げという形で今後は市営住宅を整備していくのか、そのどちらかというのを今回伺っておきたいと思います。

### (井上哲也市長)

この議論をさせていただくときに、まず市営住宅の戸数の推計を、正しい数字を教えてくださいという話からさせていただきました。やっぱり市営住宅を必要とする層がありますんで、その大体人口はどれぐらいで、今吹田市の市営住宅はこれぐらい、そして吹田市の市営住宅はやっぱり必要だということの中で、この市営住宅を進めるということは理解をさせていただきました。

ただ、そしたら今例えば日の出の住宅が建てかえに賛成していただけるかどうか、また豊津住宅は賛成していただけるかどうか、これはやっぱり非常にしんどいことだと思いますので、その際にはいろんな手法、それこそ民間の住宅を借り上げるという手法もありますし、基本的には推計に合わせて市営住宅を建てるべきだという考え方で

### (新築より借り上げの方が費用対効果が高いことではないか)

恐らくその市営住宅の戸数というのは、建築戸数ではなくて、恐らく供給戸数のことだと思うんです。

であるならばね、同じ費用をかけるのであれば、建築するよりも借り上げで費用負担を行うほうが、より多くの、今ですら市営住宅の申し込みには100倍ほどの競争率になるときもあります。それほどたくさんの方が住宅困窮されてる中で、限られた戸数ではなくて、同じ予算を使うのであれば、よりたくさんの方に御利用いただけるような施策に転換すべきじゃないかと。そういう面で、新たな建築ではなくて借り上げされてはどうですかということなのです。

なので、その点に関して、もう一度だけ市長の御答弁をお願いいたします。

**(井上哲也市長)**

先ほども申し上げました。今、質問議員さんのおり、まずどれぐらいの層が必要であるかという推計はすべきだと。ですから、市営住宅を建てるのがいいのか、それとも民間住宅の借上げがいいのか。今現在は、佐竹台のこの市営住宅の建てかえはPFI方式で事業を進めさせていただきますが、これでも全てが市営住宅に入れると行ったことにならないので、民間の借上げの手法も考えさせていただいております。

ただ、今後については、いろいろな手法を考える中で、どの手法が費用対効果にとっていいか。例えば場所もありますよね。住まれる方の場所も、例えば市営住宅を建てるとなれば、このエリアしか無理だということもありますし、現在も今進めさせていただいております、いろんなところで借上げさせていただいておりますけども、そういったことも含めて今後検討をさせていただきたいと思っております。

**(答弁を受けて)**

市長、公共施設の総量縮減はおっしゃっておりますので、その点をまず頭に置いていただいて、なるべく費用効果の高い政策をとっていただければと思います。

## 5、新規採用凍結の愚策について

次に、公務員改革について伺います。

部長級昇任試験制度や人材育成基本方針の改定、人事評価制度の導入など職員のモチベーション向上の取り組みについては、最も重要である反面、効果が出るのに時間がかかるため、その是非については推移を見守るとして、今回は人件費抑制の手法についてです。

市長が平成 23 年 12 月定例会に提案された給与制度改革は、それ単体で見ると平均給与が向上しており、当時セットで提案された退職金の値上げとともに考えると、とても市長がおっしゃっている方向性とは異なるもので、時限的給料削減によって何とか表面上の削減を保っているのが現状であり、我が会派の議員が提案している休職者の対応など、やるべきことはまだまだあるのが現状です。

しかし、従前から申し上げているとおり、人件費抑制で最もやってはならない手法が新規採用の停止です。将来ビジョンを見ることなく、市長の在職期間の短期的な財政収支目標を達成するために、どれほどの悪影響があるか。

市長は、過去、自治体だけでなく民間企業でも失敗しているこの政策については何を手本にして、何を求めて実行されたのでしょうか、改めて市長に伺います。

### (門脇則子行政経営部長)

3年間の新規採用停止についてでございますが、抜本的な行政改革に取り組み、赤字体質からの脱却を図るためには、赤字体質の大きな要因となっている人件費の削減が必要であり、給与制度改革とともに、平成 24 年度(2012 年度)から平成 26 年度(2014 年度)の3年間について正規職員の採用を停止し、職員数の削減を図る必要があると考えております。

技術や技能の伝承を考えますと、職員の年齢構成の平準化も必要であるため、毎年度の新規職員採用が望ましいものであるとは考えております。

しかしながら先ほども申し上げましたが、本市は赤字体質から脱却するため、抜本的な行政改革を最優先の課題として取り組んでおりますので、技術職も含めた正規職員の採用を停止して職員数の抑制を図ろうとしているものでございます。

以上でございます。

### (井上哲也市長)

お答え申し上げます。

将来世代に過度な負担を先送りしない、そのためには財政の立て直しが最優先課

題であるとの考えから、赤字体質から脱却し、収入に合わせて支出を組むという財政規律を基本に、今、抜本的な行政改革を進めさせていただいております。

赤字体質からの脱却を図るためには、大きな要因となっている人件費の削減が必要であります。職員採用については、やむを得ず3年間見送るという判断をさせていただきました。

今後とも、市政運営における職員の役割を見直し、職員の一層効果的、重点的な配置を行うことにより、効率的な行政運営を目指してまいります。

#### (技術系職員の退職者数について)

市長がこの政策をされたときに何を手本にしてとか、何を求めてというのは、余り明確なお答えをいただけなかったんですけど、よくおっしゃるのが、赤字体質からの脱却ということをおっしゃいます。

ただ、この間の職員の給与改定を見ておきますと、本俸自体は上がっておるんですね。何か手当とか退職金とかはやっぱり最終的には上がっていると。ただ、時限的な措置で一時的には給料が下がってるように見えるというような、まやかしの手法をとっておられるなと思って見ておるんです。

赤字体質からの脱却では、もちろん職員数削減というのが大きな目標かもしれないですけども、その手法をとるに当たって、やっぱり新規採用停止というのは余りにも安直過ぎるんじゃないかなと、これは私の感想でございます。

次の春で採用停止2年目です。本市に来るはずであった有能な人材が他市に流れていくことを非常に残念に思いますが、それだけでなく本市の市政運営にも影響が出てくるころです。

先ほど部長も答弁されましたが、特に問題となるのが技術職でございます。まず、平成23年度から平成25年度の本市の技術職の退職者数をお聞かせください。

#### (牧内章総務部長)

平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)の本市の技術職の退職者数につきましては、平成23年度(2011年度)が23人、平成24年度(2012年度)が23人の予定で、平成25年度(2013年度)が20人の予定となっており、3年間で合わせて66人が退職または退職する予定になっております。

以上でございます。

#### (採用凍結のデメリットを補って余りあるメリットについて)

3年間でおよそ66人の欠ができると、技術職においてです。

事務職については、各業務、特殊性があるとは思いますが、特に特別な技能を要するものではないと思うんです。だから、代替もきくとは思いますが、効果的な配置とかによって。でもね、技術職は特別な技能が必要です。

道路公園部や下水、水道、建築など、先ほども申し上げましたとおり、インフラの老朽化で最も人員を充てる必要があるこれらの部署で退職者がふえており、市長の施策のあおりを受けて技術の継承が十分に行われず、吹田市の技術低下が発生することを危惧するのですが、この施策について、市長はこれらのデメリットを補って余りあるほどのメリットをどこに見出しておられるのでしょうか。

#### (門脇則子行政経営部長)

御指摘の技術職につきましては、特にこの技術を伝えるという意味では、やはり毎年度の新規採用職員が望ましいものではあるとは、先ほども申し上げましたように考えております。

しかし、繰り返しになりますけれども、本市が今、赤字体質から脱却するために、全体といたしまして採用をとめているところでございます。

以上でございます。

#### (退職金削減による依願退職者増のリスク認識について)

今回、市長が出された議案の中で、一つこれに関して大きな問題があるんじゃないかなというのがございます。退職金削減の条例案を今回出されてます。となった場合に、段階的措置なので、依願退職がふえるんじゃないかなという危惧があると思うんですね。なるべく退職金を削られる前にやめて、もらえるべき退職金をもらってやめようという依願退職がふえる可能性があるんじゃないかなと思うんですけれども、そのリスクについては、市長、どのようにお考えでしょうか。

#### (井上哲也市長)

この議論について、先ほどの御質問でもありましたんですが、私は職員採用停止を目的とするようなことは一切ございません。やむを得ず職員採用を3年停止すると御答弁申し上げました。それは先ほどから申し上げました赤字体質から脱却して、収入に合わせて支出を組むと、財政規律を堅持するために、市民の皆さん方に御迷惑をかけていると。

その中で、職員の給料高いですよ、職員の数多いですよという御指摘が当然

出てくるので、職員の給料、当然私からカットさせていただいた中で、職員の採用を3年間停止させて、これはやむを得ずやらせていただいたというのをまず御理解ください。

そして、技術職の職員については、まずこれも議論させていただきました、採用停止については。まず、継承の問題より、まず今事務事業が何らかのそごが起るんではないかという議論をさせていただいた中で、一定それはできるということです。

そして、技術の継承については、退職された方は今、再任用制度がございますので、その方たちも吹田市に今いらっしゃるんで、そのことも利用する中で継承をさせていただきたいと思っているのが、今の現状です。

### (職員再開の前倒しについて)

職員全般について今回議論してるのではなくて、技術職に絞ってなんですけども、大丈夫だとおっしゃるのであれば大丈夫なのかなと。でも、すごい不安に感じるんです。

もし、これで今回の施策のせいで、この3年間空白が生まれることによって技術の継承がうまくいわずに、例えば今回の契約の問題のように職員の手が足りなくて、繁忙期にたまたまそういう事案が起こってきたときに、正しく判断できる人材がいなくなってきたりとか、水質の調査を適切に行う人がしばらくいなくなってしまうとか、そういうさまざまな具体的な問題点が出るんじゃないかなと危惧しております。

27年度からまた採用を再開されるようですが、その際に、27年度新規採用によって採用する人員のうち、せめて技術職の半数だけでも、この間見せていただいた資料では、27年度から60人ほどまた新たに雇うとおっしゃってたんです。せめて技術職の半数だけでも、26年度、もう25年度は間に合いませんから、せめて26年度に前倒しで採用を行われてはいかがと考えますが、市長はどのようにお考えですか。

### (井上哲也市長)

御心配いただいていることも、御指摘いただいていることも、我々も議論させていただいて、できるだけないようにさせていただきたいというのが、今の答えです。3年間見送るという判断は、これはやむを得ずさせていただいておりますので、御理解ください。

### (答弁を受けて)

やむを得ずとる手法がそれというのは、もうちょっと工夫のしようがあったんじゃないかなというのが、私の感想でございます。



## 6、図書館行政の在り方について

次に、教育的観点から見た図書館のあり方について伺います。

市長は、選挙公約において三つの維新の一つとして教育の維新を訴えておられました。今回、施政方針において英語で話せる吹田っ子の育成を目指すということを取り入れられております。

従前から国際的な視野を持ち、国際社会で活躍できる人材を育てることに取り組むべきと訴えてきた我が会派としては、非常に喜ばしいことですが、今回、市長が英語について特に力を入れようと考えられた理由及びグローバル社会に対応できる人材には何が重要だとお考えか、お聞かせください。

### (梶谷尚義学校教育部長)

グローバル社会における人材などについて、市長にとのことですが、まず私のほうよりお答えをいたします。

英語は、世界の最も多くの国々で公用語として使用されている言語でございます。

教育委員会といたしましては、将来グローバル社会に生きる吹田の子供たちが、さまざまな国の人々とコミュニケーションを図る素地として英語を身につけてほしいと考えております。千里みらい夢学園におきましても、小中一貫した英語活動の研究を進め、その成果をほかの全中学校ブロック各学校に発信をしているところでございます。

グローバル社会に対応できる人材には、世界的な視野で物事を考える力や、表現力や言語力を磨き、みずから学んだことや考えをしっかりと伝え、他者の意見や思いをしっかりと聞き取る力を備えることが大切だと考えております。さまざまな教育活動を通して育成に努めてまいります。

以上でございます。

### (井上哲也市長)

英語で話せる吹田っ子の育成についてでございますが、私は市長就任以来、教育委員の皆様とさまざまな教育課題について意見交換を重ねており、グローバル化が進展する社会にあつては、異なる文化への理解と、言語や習慣の違いに戸惑わずコミュニケーションできる力を身につけることが重要だと認識しております。

吹田の子供たちが、将来、国境を越え、さまざまな人々とコミュニケーションを図り、国際社会で活躍するためにも、外国語のうち、まずは英語を学んでほしいと考えております。



### (英語学習における目標設定について)

お隣の大阪市でもそのような取り組みがなされて、大阪市では具体的な目標を設定するということが方針として出されてるように思うんですけども、その点について、吹田市は何か具体的な目標を立てられるおつもりはございますでしょうか。

### (梶谷尚義学校教育部長)

大きな目標として、吹田の子供たちが将来グローバル社会を生きる上で、外国の方と英語でコミュニケーションをとろうとする意欲の向上と、英語でのコミュニケーションの素地を培うことが大事だと考えておりますが、そのための具体的な取り組みとその目標は、現在検討してる段階でございます。

以上でございます。

### (国語教育における図書館の重要性について)

英語学習についても積極的に取り組んでいただきたいとは思んですけども、ただ英語や外国語はツールでしかありません。幾ら英語が話せても、話す内容が追いつかなければ意味がなく、外国語教育の前段に必ず正しい日本語が話せること及び国語教育が必要です。

ですから、英語教育に力を入れられるのと同様に、ぜひ子供たちの国語力向上にも力を入れていただきたい。そういう思いで今回提案させていただくのが、学校図書館の充実及び公立図書館とのより密な連携です。

そもそも学校図書館の役割は学校図書館法によって定められており、その2条において学校図書館の目的を図書、視覚・聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し及び保存し、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することとしています。

平成24年3月に出された福島県教育委員会の読書に関する調査では、子供の読書のきっかけは、小学生において、学校の図書館で見つけたと回答する児童が55.2%を占めるなど、本に触れる機会を提供する役割ももちろん重要ですが、学校図書館における本来の役割は、調べ学習に寄与することです。子供たちがわからないこと、疑問に思うことを解決するために求める情報、子供たちの好奇心に応える情報を提供することで、子供たちがみずから考え、主体的に課題解決を図る能力を育成する環境を提供することにあります。

図書館の役割は、図書の貸し出しのみに限らず、問題解決のための情報提供の場

でもあることこそが重要であると考えますが、まずこの点に関する教育委員会のお考えをお聞かせください。

### (梶谷尚義学校教育部長)

学校図書館の役割でございますが、学校図書館は、学校図書館法に定められた学校の教育課程の展開に寄与することと、児童、生徒の健全な教養を育成することの二つの目的を達成するために、三つの機能を担う必要がございます。

まず、1点目は、児童、生徒の読書への興味、関心を喚起し、読書習慣を身につけさせるなど、読書指導の拠点となる読書センターとしての機能。

二つ目は、収集、保存したさまざまな資料などを必要に応じて提供し、学習を支える学習センターとしての機能。

三つ目は、多くの情報の中から必要な資料を探し、さらにそこから有用な情報を引き出し、比較検討するなど、情報の活用能力を育成する情報センターとしての機能。

教育委員会といたしましては、これら三つの機能を十分発揮できる学校図書館の運営を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### (読書活動支援員の業務について)

ありがとうございます。

三つの機能を十分発揮することこそが、学校図書館に求められていることです。

この役割を達成するには、教育の内容と図書館の資料を結びつけるツールと、それを使いこなす専門のスタッフが必要です。

しかし、吹田市の学校図書館の現状を鑑みるに、司書教諭は担任を持っており、日々の業務量から考え、これ以上の負担を求めることは困難なこと、学校図書館の蔵書数には限界があること、現在配置している読書活動支援者は臨時雇用員であり、1人当たり2校から3校担当しており、1日当たり4時間配置となっていることから、その目的を達するまでの業務を求めることが物理的に不可能なことから、学校図書館単体でその本来の目的を達成することは非常に困難でございます。

だからこそ、公立図書館とのより緊密な連携が不可欠となってきます。

現在、調べ学習のため、既に団体貸し出しという形での連携は行われておりますが、配本体制が整わず、先生が図書館まで直接取りに行っておられるのが現状とのことです。

今後、自動車文庫の活用で、この課題の解決を図られるとのことですが、そもそも学校図書館に配置する図書館司書を学校教育部で管理するのではなく、図書館を管

理しています地域教育部で管理し、研修、派遣を公立図書館によって行うことによって、専門性及び技能性を高めた職員を学校に配置できる環境を整えるなど、読書活動支援者を介しての連携を今後提案していきたいと思います。

それに先立ち、まずは目下の問題、今回は現状の読書活動支援者の体制強化について御提案いたします。

平成24年9月定例会において神谷前議員の質問にお答えいただきましたが、現在、学校図書館が購入した図書は、公立図書館とは異なり、購入した段階で図書館用の装備がなされておらず、購入した図書の貸し出しに必要なバーコードの張りつけやブックカバーの装着等については、図書担当の教員や読書活動支援者が中心となり行っているとのことです。

限られた読書活動支援者や教員の職務時間の中でこのような単純作業をお願いすることは、本来の読書活動支援者の役割、学校図書館の整備をするとともに、子供たちの図書館活動の援助をすることを阻害する要因になるのではないのでしょうか。なぜ図書購入において、公立図書館では装備完了のものが納入されているのに対し、学校図書館ではこのように貴重な勤務時間を使って、わざわざ手作業で図書館用装備を整えるような現状になっているのでしょうか、お答えください。

#### (原田勝教育総務部長)

学校図書館の図書についてでございますが、まず購入する図書はバーコードの張りつけやブックカバーなど装備された状態で購入をしておりません。これは限られた予算の中で、より安価にて1冊でも多くの本を購入することができるよう対応しているためございまして、購入後の図書の整備につきましては、図書担当の教員や読書活動支援者が中心となり行っているところでございます。

以上でございます。

#### (学校図書購入が単独随意契約でなされる理由について)

裸の状態といいますか、装備されていない状況で買った場合は、1割減で購入できるということは伺っております。

ただ、今回提案しておりますのは、何を大事にすべきかということなんです。学校図書館により多くの本を設置することが大事なのか、なるべく読書活動支援者さんの手をあけて子供たちと接して、子供たちに図書館の利用を促進することが大事なのか、そのどちらを重視するかによって、この政策、とるべき道が変わってくると思いますので、今後はぜひ読書活動支援者の充実という点でも、こういう単純作業、こういうのは、市長も民間でできることは民間でということをおっしゃってますから、わざわざ税金を

使って、人件費を使って、安く購入できるとはいえ、人件費でその分恐らく上回っておりますから、その点をしっかりと整理していただいて、購入について考え直していただければと思います。

購入に関してなんですけども、一つ伺っておきたいんですけども、現在、学校図書館の図書購入は単独随意契約で行われているとのことなんですけども、その理由をお聞かせください。

### **(原田勝教育総務部長)**

学校図書館の図書の購入に当たりましては、各学校へ配分しております予算の範囲内において、各学校の状況により学校単位で購入時期や発注数を決定しており、1回当たりの発注金額が少額となるため、随意契約により発注しているものでございます。

なお、業者につきましては、各出版社の新書や推薦図書の現物見本を各学校へ持ち回り案内し、学校が現物を見て選書の参考にできるような対応を行うことができる市内業者に発注しているところでございます。

以上でございます。

### **(答弁を受けて)**

各学校ごとに購入されてるということなんですけども、購入の契約の相手先というのは、結局2社に絞られてると仄聞しております。

単独随意契約のあり方はこれから見直されるべきという議論もございますけども、今回の、今の現状の形では随意契約になってしまうかもしれませんけども、図書の発注というのをある程度一括して行うことによって競争入札等にもできるんじゃないかなと、そしてまた、その際には装備つきのものを納入すると、今のシステムよりもよりよいものができるんじゃないかなと考えておりますので、今回は、これを御提案させていただきます。

## 7、防災インフラの整備について

次に、防災の取り組みについて伺います。

まもなく東日本大震災から丸2年を迎えます。地域での自主防災組織の取り組みを見ておきますと、その記憶は色あせることなく、より生々しいものとして人々の心に刻まれていると感じます。

歴史的傾向から見て、間もなく発生するとされる南海トラフ地震、それに備え、地域の犠牲者を一人でも減らさんと活動される市民の方々を見ておきますと、自治体としてお手伝いできることは何かと常に考えさせていただいております。

そんな中、先日行われました合同防災訓練において、一つ大きな危機感を抱きました。

現在、防災ハザードマップでは、吹田の南部地域は洪水及び津波浸水被害地域に指定されている部分が多くあります。しかし、防災無線拡声機の音が全く届かず、例えば就寝時間帯に洪水の危険が発生した際に、市民がどのように危険を認知し避難行動をとるのかについて危機感を抱くのですが、屋外拡声機16局という規模を考えると、あとは洪水危険地域を職員や消防団が広報車に乗り、命がけで避難を呼びかけることを期待するというような状況になるのではないのでしょうか。

市内全域への拡声機設置は現実的ではないとしても、少なくとも緊急性を要する水害危険地域については、設置拡大を考えてはいかがかと考えます。1基設置当たりの概算金額と今後の方針についてお聞かせください。

### (赤松祐子危機管理監)

災害発生時の市民への呼びかけは、その規模が大きければ大きいほど重要であることは十分認識してるところでございます。

屋外拡声機の設置には、1基当たり約900万円の費用がかかります。また、避難所である学校の放送設備の兼用等も検討しているところでございますが、緊急速報メールなど市民の自主的な情報収集のツールの周知とあわせ、効率的かつ効果的な方法を検討してまいります。

以上でございます。

### (災害時の連絡手段について)

1基当たり900万円という額で、決して安いものではないんですけども、どこに重点的にお金を使うのかという政策判断の一つに加えていただければと思います。

次に、災害時における職員の連絡手段についてです。



災害発生時、最も重要なことは、災害対策本部と現場との情報共有であります。我が市が想定する地震の規模で最大震度7が発生した際、相当な混乱が予想されるのですが、現在、吹田市では災害が発生した際、対策本部と避難所にいる職員との連絡体制はどのようになっているのでしょうか。

避難所 86 カ所に設置された無線や防災要員である職員の無線や携帯電話からの同時多発的になされる口頭での連絡及びファクスを頼りにするのは、情報の混乱を来す可能性があり、対応のおくれや優先順位の判断ミスを招く可能性があります。

さいたま市では、総合防災情報システムを平成 25 年度から運用を開始されるそうです。これはクラウド上のシステムを利用することで、職員からの報告をデータとして管理、共有し、インターネット環境がありましたら、すぐにその情報を入手できる、そういうことで職員の参集状況、避難所の運営状況、被害状況などを素早く収集、可視化し、迅速な意思決定や効率的な災害対応を可能にするそうです。また、そのことが住民への正確で素早い情報提供などの実現を可能にし、一人でも多くの住民の安全、安心を守ることにつながります。

元気なまち吹田をつくるための取り組みとして一番に安心、安全を持ってきた市長としても、この情報共有の重要性は強く認識されていると思います。現状と今後の方針についてお聞かせください。

### (赤松祐子危機管理監)

災害対策本部と現場との情報共有につきましては、吹田市の緊急防災要員の配備により、各小学校区の情報を各種通信機器による方法のほか、バイク、自転車等による伝令により市内の6カ所に設置される地域の防災拠点で集約し、吹田市災害対策本部に伝達することとなっております。

情報収集・伝達訓練の際には、PHSやMCA無線、本市防災気象情報のシステムの活用など多様な機器を導入し、より安定した手段の整備を図っているところでございます。

今後、応急・復旧期を通じて膨大な情報量が見込まれることから、先進都市の事例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

### (津波被害想定について)

ぜひ先進事例を参考にさせていただいて、これもお金がかかることですが、命を守るという重大さを鑑みると、そんなに高くはないと思いますので、ぜひ積極的に検討していただければと思います。

次に、地域防災計画の見直しと危機管理室の人員についてです。

東日本大震災の後、国や府で被害想定及び防災計画の見直しがかかり、それに準じて吹田市も25年度に地域防災計画の見直しがかかります。

そこで質問ですが、吹田市の津波についての被害想定は、何に基づいて出されるのでしょうか。津波被害を想定した場合、津波浸水区域について大幅な変更が求められることとなりますが、津波によって避難所が変更になる地域も出てくることも考慮に入れた計画の見直しを行われるのでしょうか。

### (赤松祐子危機管理監)

津波の被害想定につきましては、国が昨年8月末に公表した結果をもとに、現在、府が検証している被害想定を活用する予定でございます。

また、現在、本市が進めております被害想定の見直しによる各地区の地区カルテの修正結果とあわせて地区ごとの防災対策を再検討する必要があり、それらを地域防災計画に反映させていく予定でございます。

以上でございます。

### (被害想定を大阪府に準拠すべきことについて)

市長にぜひ確認しておきたいことがございます。

まもなく府が出される被害想定、津波の被害想定が出ると思います。それを正確に準拠していただきたいんです。それを吹田市独自で津波の被害を過度に想定したりであるとか、過少に想定したりとかすることなく、大阪府が出されるその想定をそのまま適用していただければと思います。その点について、市長いかがでしょうか。

### (井上哲也市長)

御答弁申し上げます。

大阪府が今検証されてる府の津波被害想定については、そのとおり遵守をさせていただきますし、そのことを受けまして吹田市も計画の見直しをさせていただきたいと思っております。

### (危機管理室の人員について)

最後に危機管理室の人員についてです。

先ほども申し上げましたとおり、市民の防災に対する意識は非常に高まっており、



自主防災組織の設立や地域防災講座や訓練、広報、防災リーダーの育成や津波・洪水避難ビル設定の交渉、地域防災計画の見直しなど、さまざまな取り組みがなされている中で、今こそ力を注ぎ市の防災体制を一気呵成に整えるチャンスであると考えます。

現在、危機管理室の職務は激化し、超過勤務時間が増大しているように聞き及んでおります。

については人員削減が進む中でも、重点施策として危機管理室の人員増、人員増をすべきだと考えますが、まずは24年度の超過勤務時間の現状及び今後の方向性をお聞かせください。

### (赤松祐子危機管理監)

危機管理室の時間外勤務時間数についてでございますが、今年度2月までの1人当たりの年間平均は540時間、月平均で67.5時間でございます。

市民の皆様の防災意識が高まる中、それらにお応えするのが私たち職員の使命と感じております。危機管理室を中心として、市役所全体で本市の防災対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

### (危機管理室の人員削減について)

地域に出ておられますも、やはり危機管理室の職員さんが非常に力を尽くしてくれているということのお礼をよく言っていただきます。地域の住民さんも非常に必要性を感じておられると思うんですけども、今、庁舎全体で人員削減が進んでおりますけども、危機管理室にも影響は出ているのでしょうか。

### (赤松祐子危機管理監)

危機管理室におきましては、職員体制再構築計画のもと、25年度から1名正職減とあわせまして、それに補充する形で再任用職員もしくはアルバイト職員を充てるという計画になっております。

### (危機管理室の人員削減の意図について)

先ほども申し上げたんですけども、市長は元気なまち吹田をつくるための取り組みの一番初めに安心安全のまちづくりということを提唱されておられます。その中で、や

はりここは重点施策としてしっかりと力を注いで、予算を置いてという政策判断をするべきところを正職1名減と、そのかわりに再任用あるいは臨時雇用員を充てられるということなんですけども、これって市長がおっしゃってる施政方針とずれが生じてるんじゃないでしょうか。

現状でも超過勤務時間がかなりに及んでると思います。必死に頑張ってくださいてるこういう部署に対して、また必要性がある部署に対しての人員削減というのはいかがなものかと思いますが、その点についての市長の認識、お聞かせください。

### (門脇則子行政経営部長)

ただいま危機管理監の答弁でもありましたように、職員体制再構築計画に基づきまして、全庁的に職員の置きかえ等によりまして職員の見直しを行ってまいりました。それは25年の4月1日が最終ということで、その時点で一人正職を再任用に置きかえるというような計画が、危機管理室のほうにはございます。

ただ、危機管理室に限らず、どこの職場でもなんですけども、新規、拡充の事業であるだとか、いろんな要素で、繁忙になる要素があるなどにつきましては、きちっとそういう業務量のほうを見込んでいただきまして、庁内の職員体制評価委員会という組織がございます。それは副市長以下の組織でございますけれども、そちらのほうにかけていただきまして、認められましたら職員の配置等ということもありますので、そういう手順を踏んでいただければ、対処がとれるような仕組みになっております。

以上でございます。

### (井上哲也市長)

今、経過については、担当部長のほうから御答弁申し上げました。

危機管理監をまず私の直轄にということを昨年の4月からさせていただいております。この趣旨は、やはり安心、安全がやっぱり一番だということございまして、ただ自主防災組織の設立や地域防災講座や訓練、広報、防災リーダーの育成や津波・洪水避難ビルの指定、それぞれこれも大切でございますが、これまでもやっています。

ただ、危機管理室というのは、いつまでも、そういったことも大事ですけども、やはり危機、もし危機事象が起こったときには、やっぱり中心となって、できたら指導というんですか、監視、吹田市のそれぞれの職員に、例えば水道の職員にはこういったことをしていただく、消防の職員にはこういったことをしていただく、そういったことをしていただくのが危機管理室でございまして、できましたらそういう職員を育てていきたいというのが、今後の考え方です。まだそこまで至っていないのは、議員の御指摘のとおりでございます。

ただ、先ほど部長の答弁でありました職員体制評価委員会の中でそういった結論を出されて、ただ再任用職員、またアルバイトということで当面は対応させていただきませんが、今後の危機管理室の方向としてはそういう考えでおりますので、御理解ください。

#### (施策のメリハリについて)

全職場で人員削減が進んでる中で、危機管理室も同様にということなんですけども、政策にはやっぱりメリハリをつけていただきたいんです。力を入れるところは力を入れる。やっぱり行政の仕事というのは人と法律とお金で動きますから、その部分がどんどん欠けていくと、幾ら市長が施政方針演説でこういう方針で進めたいと言っても、実際に進んでる業務が、実際に進んでる施策が全然一致していなかったら、それは全然市長の職責を果たしていないということになると思います。ぜひ再検討していただいて、来年度、25年度、正職1減ということですけども、何を大事にするのかというのを市長、もっと明確にさせていただいて、メリハリつけた政策をもうちょっと進めていただければと思います。

私の今回の質問は、市長のおっしゃってることと実際に進んでる政策というのが、いろいろそごが生まれてきてるんじゃないかなと。

市長がおっしゃったとおり、大きな方針は市長が示すと、細かいことは職員がやると言ってるんですけども、その大きな方針に果たして市全体が同じ方向で向かっているのかというのに、非常に疑問を感じています。ぜひそのあたりも御検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。